

均田制・班田収授制の比較研究と天聖令

坂上, 康俊
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門

<https://doi.org/10.15017/26229>

出版情報 : 史淵. 150, pp.1-26, 2013-03-14. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン :
権利関係 :

九州大学大学院人文科学研究院『史淵』第百五十輯抜刷
二〇一三年三月発行

均田制・班田収授制の比較研究と天聖令

坂上康俊

均田制・班田収授制の比較研究と天聖令

坂 上 康 俊

はじめに

均田制と班田収授制との比較研究は長い研究史を持つが、日唐の田制の相違を大きく捉える際の有力な仮説の一つとして、以下に記すような吉田孝氏の説がある。すなわち、中国の均田制がもっていた限田制的要素（田地を調査して帳簿に登録し、田地を占有する面積を規制しようとする体制）と屯田制的要素（公田や官田を一定規準で人民に割りつけて耕作させる体制）との二つの側面のうち、日本の班田収授制は屯田制的要素のみを継受したものであった。その結果、隋唐の均田制下では、農民の小規模な開墾田は、已受田のなかに吸収できる仕組みになっていた。これに対し、規定量の熟田を班給するシステムに尽きていた日本では、開墾田をどのように国家による管理下に組み込むかという問題が生じた。墾田永年私財法は、この問題を解決するための施策の一つであって、日本の班田収授制に欠けていた限田制的要素を付加したものと評価できる、というものである。⁽¹⁾ 天聖令の発見・公表を機会に、この有力説にはどのように、どこまで補強が加えられ、あるいは修整が必要か。この課題に取り組むために

は、まずは天聖令によって復原の精度が高まった唐令の規定と、敦煌・吐魯番文書に現れている田土記載との關係を検討しておかなければならないだろう。天聖田令には、制定当時、既に均田制が廢止されて久しかったために、多くの「不行唐令」が掲げられており、その中には従来知られていなかった均田制關係条文も含まれている。それらの規定は、実際にはどのように適用されていたと考えるべきなのか。循環論法的是なあれ、規定の趣旨を理解するには、やはり現実に作成されていた田土登記その他の資料との対照が必須であろう。

天聖令を基にした唐田令の復原については、既にいくつかの試案が提出されており、条文排列についても議論が進んでいる⁽²⁾。こうした研究状況を踏まえて本稿では、唐代の開墾、あるいは再開墾と均田制との關係、さらには現存の戸籍等に見える田土登録のありようと均田制との關係について、天聖田令の条文を参照しつつ更めて検討を加え、もって日本の班田收授制と唐の均田制とを比較するための足場固めにしたと思う。

一 均田法の枠外の田土の存否をめぐる——「自田」の性格——

まず取り上げたいのは、唐代において均田制の枠外に、隱田というわけではなしに一定度の私的占有を國家が認める田土が存在したかどうか、という問題である。研究史的により厳密には、「均田法の枠外の田土」とは、そういう田土が存在したことを積極的に主張した山本達郎氏の定義するところのもので、それは即ち「史料となる籍帳が造られた時点において、國家が均田制の下で把握していて、各戸或は各人別に支給することになっている田土以外に、各戸或は各人が私的に所有している田土」⁽³⁾を指しており、こういった土地の存否については、もっぱら敦煌發見戸籍斷簡の田土記載の中の四至に見える「自田」の語を巡って論じられてきた。以下、簡単に

研究史を振り返ってみよう。

「自田」について初めて本格的な検討を加えたのは西川正夫氏であった。¹⁾西川氏は、仁井田陞氏が紹介した天室六載戸籍残簡をはじめ当時知られていた敦煌戸籍を検討した結果、四至記載の間に往々にして矛盾があることに気付いた。例えば、①戸主甲の戸籍所載の已受田の四至に、戸主乙の姓名が記されているにも拘わらず、戸主乙の戸籍所載の已受田の中には該当する田地を見いだすことができない、という類である。この場合、甲の戸籍に乙の田土として記されている土地は、乙が戸籍所載の已受田以外に所有しているものと見なさざるを得ないのではないか。その一方で、②戸籍所載の已受田の四至に「自田」と記されていながら、その戸の已受田の中には該当する土地片が見られない例が往々にして見つかる。これは、その戸が已受田以外に「自田」という地目の土地を持っていたとしか考えられないのではないか。そうであるならば先に見た①の場合も、乙が已受田以外に所有している土地は、「自田」という地目であった可能性が高い。

概ね以上のような推論を経て西川氏がたどりついた結論は以下の通りであった。

- (1) 各戸主の戸籍所載の已受田以外に、多くの戸が「自田」を所有していたと推定することができる。
- (2) 敦煌戸籍において、各戸主の戸籍所載の已受田の四至に記された「自田」とは、一般的に各戸が已受田以外に所有していた田——即ち均田法の枠外に存在した田として「自田」と表現される——を示していたものと理解できる。
- (3) 已受田の四至に記された「自田」と称される田は、已受田とは当時その所有觀念に差異を有する田であったと考えられる。その所有觀念の相違は、一段に括って記されていることのある永業田と口分田の所有觀念の相違以上のものであっただろう。

(4) これら各戸の「自田」は、戸籍所載の已受田の四至に記されている以上、唐朝によって、少なくとも現実にはその存在を容認されていたものと推察される。

以上が西川氏の検討結果の概要であるが、氏はこのような「自田」が存在したと主張する一方で、戸籍所載の已受田の四至記載には、明らかに既に故人となった者の田地と判断できるものが記されていることを指摘したため、問題の「自田」は均田制における退田と給田との間隙に生じたものであり、地目として存在したのではないのではないかという疑問が生じてしまった。

早い時期にその疑問を重視し、西川説に批判を加えたのが西嶋定生氏である。即ち西嶋氏は、大谷探検隊将来文書に含まれていた開元末年の退田文書・給田文書について検討する過程で問題の「自田」に触れ、もし西川氏の提説が認められるならば「均田法そのものが唐代土地制度において占める地位も再考されなければならないし、また律令体系の全体についても再検討がなされなければならない⁵⁾」としたうえで、律令の規定が籍外の土地所有を否定していること、容認された籍外の占田の存在を示す唐代の史料が他に見えないこと、敦煌戸籍の「自田」の多くは官によって開削された渠によって灌漑されたはずで、官水に依存する田が籍外の容認地とは考えがたいこと、等々の難点を挙げて批判を加え、西州戸籍に見える「自至」は、退田簿を作成し、それを転写して給田簿を作成するという過程において、恐らくは退田簿作成の際に行われたらう四至の書き換えには多くの困難が伴ったであろうことゆえ、「戸籍の田籍部分の四至記載は、かならずしも現実を反映するものではなく、前退田者の四至、あるいは帰属未決定の状態の四至を記載したものが⁶⁾ありうる」のであって、西川氏が挙げたような四至記載の不整合は、専らこれが原因ではないかと考え、従って「自田」「自至」とは、過去の田主の自己已受田であった可能性がかなり大きいと考えて差し支えない、とした。

その後、均田制の枠外の田土の存在を積極的に論証しようとしたのが山本達郎氏である。氏は先ず戸籍記載の已受田四至記載は、退田の際ではなく、給田の後に隣接関係を示すように書き変えられたとする方が無理がないことを論じ、ついで、「自田」が四至記載に現れる戸の已受田の組み合わせを一つ一つ検証していった結果、かつて西川氏が論じたように、やはり当該戸の已受田の中には、その戸の「自田」が入る余地がない場合があることを確認した。⁽⁸⁾池田温氏が述べるように、戸籍記載の已受田四至は、基本的にはその戸の戸主が提出した手実によるものであるから、たとえ四至記載のうちに既に死亡した人物が出現することがあったとしても、少なくとも自己と密接な関係を持つ筈の「自田」については、これが単なる前籍の転記である可能性は小さいものと考えるのが自然であろう。

さて、山本氏はその後、自説に対する批判に反論しつつ⁽⁹⁾、敦煌戸籍の「自田」について、それは「均田法の枠外の特別な性格の田土を指すものではなく、また均田法の枠内で戸主自らが所有していた田を指すと限るものもなく、枠内・枠外の何れの田を指す場合もあって、ある地段の隣接地にその地段を所有している同じ戸主の土地があるという隣接関係を表すだけの言葉であり、土地の種類や法的な性格を示す表現ではない」「総ての『自田』を均田制の枠内の田であるとして解釈することは不可能であると共に、総てを枠外の田として解釈することもできない」のであって、つまりは「均田制の枠外に私有地と見るべき土地が存在した事実を認めざるを得ない」とした。⁽¹⁰⁾ただ、これはあまりにも複雑な概念規定であり、かつまた後述するように根拠とした考課令の復原に誤りもあった。そこで山本氏の「自田」概念をより単純化し、「該戸所有の均田法の枠外の田土」と考えることが一般化している。⁽¹¹⁾

ただし、このような「自田」を認めることは、即、国家によって規制されない田土が存在したことを認めるこ

ととなり、しかも戸籍上に頻出するように膨大に存在したにしては、律令上、あるいは在地の文書の中にその記述が見られないこと、また山本氏の四至記載の分析では、地段の大きさや形状を考慮していない(できない)ことなど方法的な問題があることから、そのような「自田」の存在を認めることはできないのではないか、という西嶋氏の疑問は氷解していないのも事実であり、杉山佳男氏のように山本説を認めない考え方は依然として有力と言えよう。⁽¹⁵⁾

しかしその一方で、山本氏の一連の研究について、例えば池田温氏は肯定的に紹介し、「次の問題は已受田以外の田の性格如何、全田地中に占めるその比重はいかほどかとなるう。著者(山本氏「坂上注」)は已受田を均田制の枠内の田、已受田以外に各戸の所有する田を枠外の田としてとらえる。この枠外の田は戸等の決定に際しその面積が斟酌されたと解されているから、決して単なる漏地・隠田ではなく、官によって把握された土地で、しかも官田ではない各戸の私有地となる。この枠外の田の法的性格をどのように著者が理解され、当代の土地制度全体の中にいかに位置付けられるか」⁽¹⁶⁾が今後の課題とした。ただ、池田氏の書評では、山本氏が「均田制の枠外」と表現しているものを、慎重に「已受田の枠外」と言い換えていることは、注意を必要とする。⁽¹⁶⁾

その池田氏は、後にソ聯科学アカデミー東洋学研究所レニングラード支所(当時)所蔵の敦煌県退田簿長卷(天宝一〇載前後?)に現れている「自田」について、「一応地段所在が同一で相互に『自田』隣接を満足させるものを已受田と認め、同一所在に一段しかないばあいの自田を已受田以外と認めた」上で、「已受田と認められる自田」六段、「已受田以外の自田」二四段、「已受田か否か未詳の自田」二七段を数え上げ、「已受田以外の自田の半ばは、本来已受田であった可能性を否定し得ない。しかし、一部に已受田以外の別の『自田』が存したという山本論文の主張の基調は、本簿データにも適用され得よう」と結んだ。⁽¹⁷⁾池田氏の見解では、帰属に関しては性格

の異なる二種以上の「自田」が存在していることになりかねない。

なお、池田氏のほかに滋賀秀三氏も「制度的には何らの名目を与えられていない私有の田（均田制枠外の田）」が、事实上、少なからず存在していたということが、敦煌戸籍残簡に記載された田の四至の分析から殆んど動かし難く論証されている⁽¹⁸⁾として、西川正夫氏⁽¹⁹⁾と山本達郎氏⁽²⁰⁾の論文が紹介されている。このように、均田制ないし已受田の枠外に田土が存在し、「自田」はその一つであるとする説も、かなり有力であると言って良いのである。

ところが、均田制の枠外の田土が認められるならば、現在、日本古代史学界で最も有力とされている吉田孝氏⁽²¹⁾による日本の班田制と唐の均田制との比較研究の成果に重大な欠陥が生じてしまう恐れがある。即ち吉田氏は、「はじめに」で触れたように、唐の均田制は、限田制的要素と屯田制的要素の両方が組み合わさったものであり、丁男の応受田額を永業田二〇畝・口分田八〇畝の合計一〇〇畝とするのは、一種の理想であって、現実には已受田額は応受田額を遙かに下回ることがあり、そういった際に丁男が開墾した土地は、はじめに永業田に、ついで口分田に振り充てられていく、こういう意味で唐の均田制は、墾田を均田制の中に十分吸収できる体制だったのであり、これに対して日本の班田制は、限田制的要素を組み込まず、熟田のみを割り当てたのであって、墾田を班田制に吸収するすべを、少なくとも律令の条文上では明記されていなかったのだが、墾田永年私財法は、実質的に唐の均田制のシステムの限田制的要素を取り入れ、墾田を国家の掌握下に置くことになったと主張した。この説は広く受け入れられ、日本における律令制の展開をどう捉えるかという問題にまで波及している⁽²²⁾。筆者もかつて、唐代均田制下の庶民の墾田は已受田に吸収されたとする考え方は、天聖令の発見によって、より確からしいものになったと述べたことがある⁽²³⁾。

しかしながら、山本説が認められるならば、唐にあつては均田制の枠外に田土が存在し、その由来について山

本氏は基本的には沈黙するものの、後に取り上げるように開発もその由来の一つであることを認めているのであるから、もしも墾開地が均田制の枠外に置かれるならば、墾開地は基本的に均田制の枠内に吸収されるとして展開された吉田氏の日唐比較研究の前提が崩れてしまう。こういう次第で、唐にあって均田制の枠外の田地が存在したか否かという問題は、日本古代史の研究にとつても重要な課題となるのである。

二 天聖田令荒廢条

均田制の枠外の田土があつたか否かという問題は、天聖田令の条文の理解にも大きく関わる。日本の養老田令の荒廢条は、墾開地の取り扱いを論じる際の重要な史料であるにもかかわらず、大宝令の復原が困難なことであるが、この条文のもとになつたと思われる唐令の条文については、従来全くの断片しか知られていなかった。ところが天聖令の発見により、開元二五年令における問題の条文がそっくり解明された。

唐30 諸公私田荒廢三年以上、有_レ能借佃者、_レ經_レ官司_レ申牒借_レ之、雖_レ隔越_レ亦聽。易田于_レ易限之内不在_レ借限_レ。私田三年還_レ主、公田九年還_レ官。其私田雖_レ廢三年、主欲_レ自佃、先盡_レ其主。限滿之日、所_レ借人口分未_レ足者、官田即聽_レ充_レ口分_レ、若_レ当_レ受_レ田悉足者、年限雖_レ滿、亦不在_レ追限。應_レ得_レ永業者、聽_レ充_レ永業。私田不_レ合。其借而不_レ耕、經_レ二年_レ者、任有力者借_レ之、即不_レ自加功_レ轉分_レ与人_レ者、其地即迴_レ借見佃之人。若_レ佃人雖_レ經_レ熟訖、三年之外不_レ能_レ耕種、依_レ式追收、改_レ給_レ。

試みに現代日本語に訳してみると、おおよそ次のようになるだろう。

公田であれ私田であれ、荒廢して三年（三六〇日×三）以上経つた場合、その地を借りて耕作することを希

望する者は、官司に申し出てその土地を借りることが出来る。その場合、その荒廢地と自己の既占有地とが、あるいはこれから借りようとする荒廢地どうしが、互いに離れていても構わない。(但し荒廢している土地が易田である場合には、休耕中として荒廢させておいて構わない期間は、これを借りることができない。) 荒廢地がもともと私田であった場合は、借りてから三年経ったら本来の所有者に返還し、もともと公田であった場合は、借りてから九年経ったら官に返還せよ。なお私田の場合、三年間荒廢させていたとしても、本来の所有者が再度耕作してみようという場合には、まずはその人に耕作する権利を与えよ。(再開発を申請した場合の) 占有期間(私田なら三年、公田なら九年)を過ぎても、借りて再開発した人の口分田が未だ規定量に達していない場合には、借りた土地が元来官田であれば、借りた人の口分田に組み込め。(もし当該土地の所在県で口分田がみな規定通り行き渡っている場合は、再開発して九年という期限がすぎても、没収して官田に組み込むことはしない。もし再開発者の永業田が規定に達していない場合には、その人の永業田に組み込むことを許す) ただし、もともと私田の場合には、いかなる事情があっても、再開発地は、本来の所有者に返還せよ。官司に荒廢地の再開発を届け出たとしても、二年経っても再開発に着手しない場合には、他の有力者が借りることができる。もし再開発を申請して許可された者が自ら再開発に着手せず、他人にその荒廢地を貸して再開発させた場合には、その土地に関する上記の権利は、現に耕作している人のものとする。たとえ土地を借りた人が再開発を成し遂げて収獲を得ることができても、三年を過ぎて耕作することが出来なかつたら、その土地は規定どおりに没収し、改めて口分田として班給する。

いち早く本条の意義を論じた楊際平氏は、この条文の「私田」は他の律令の条文に見える「私田」と共通するものであり、口分田・永業田以外の私的田土の存在が立証されると論じ、戸籍に記されている「自田」はこの私

的田土のことであると⁽²⁶⁾した。この理解に立つ楊氏は、こういった私的田土の主要な来源を、永業田の転化と見て⁽²⁷⁾いる。

しかしこの説は、口分田・永業田以外に私田が存在する、ということの論証としては成立していない。なぜならば、律令条文に見える「私田」の中には口分田・永業田が含まれていることは、既に早く仁井田陞氏によって論証されており、⁽²⁸⁾このことに異説は無いからである。問題の開元二五年田令荒廢条の「私田」も、その中に口分田を含むと解して何ら問題を生じないし、「私田」が合法的な存在であるということだけであれば、新発見の田令条文を持ち出すまでもなく、戸婚律以下の律条で十分に証明できる。⁽²⁹⁾

しかし、新発見の田令荒廢条は、確かに均田制の枠外の田土の性格を考える際のヒントを提示してはいる。それは、「借荒」という概念である。

三 借荒

山本氏が均田制の枠外に田土が存在するということの論証に用いた史料の一つに唐考課令の条文がある。

諸州県官人、撫育有_レ方、戸口増益者、各准_二見在戸_一、為_二十分_一論。每_レ加_二二分_一、刺史・県令、各進_二考_一一等_二（中略）其有_下勸_二課田農_一、能使_二豐殖_一者_上、亦准_二見地_一、為_二十分_一論、加_二二分_一、各進_二考_一一等、每_レ加_二二分_一、進_二一等_一。此為_下永業口分之外、別能墾_二起公私荒田者_上。其有_下不_レ加_二勸課_一、以致_二減損_一者_上、損_二一分_一降_二考_一一等。每_レ損_二一分_一降_二一等_一。謂、永業口分之外、有_レ荒廢者。（下略）。

〔唐令拾遺〕考課令三六（開二五）

この条文を掲げた山本氏は、開墾・減損の二つの場合ともに「問題としているのは『永業口分之外』の土地なのであって、それは籍帳の類に記載されるべき永業・口分以外の田土なのであるから、均田制の枠外の田土と解釈するのが自然であろう」、特に「墾起してできた農地に関しては、荒田であった時の公私の田の区別を無くして、全部を公有にした場合や、全部を私有にした場合を考えることが或は出来るかも知れず、その総てを枠内の田地として編入したと考えることが可能かも知れないが」、減損の場合は、「既に存在している農地の減少が問題となつているだけであるから、田土の公私の性格に関して、それが変更された可能性を考慮に入れる必要がない」であり、「永業・口分の外の荒廢あるものという田土は、枠外にあった私有の田地を指していると解すべきもの」であると論じた。その上でかつて西川氏も参照した『唐六典』卷三倉部郎中員外郎条の「凡王公已下、毎年戸別、坵^三已受田及借荒等^一、具^三所^レ種苗頃畝、造^三青苗簿^二」を引用して、ここでいう「借荒等」は、戸籍に載っていない枠外の田と見るべきであり、「借荒等」と表現された土地の中には、本来民戸が所有していた已受田以外の所有地が含まれていた可能性が甚だ強いのではないかと、とした³⁰。かつて西川氏は、同じ条文を参照しつつ、「自田」を均田法の内包する論理とは背馳する地税・戸税の体系と関連する可能性の高いものとして見たうえで、「自田」と借荒との間に何らかの関連があるのではないかと指摘したのであったが、山本氏は必ずしもそういういった趨勢とは関係づけず、已受田以外の田の一例として「借荒」を挙げ、これと「自田」「自至」との間に関連があるのではないかと、としたのである。

ところが、傍線を附した減損についての「永業口分之外」は『唐令拾遺』の誤刻であり、「永業口分之内」とすべき事が判明した³²。従つて本条文は、山本氏のように複雑に解釈する必要は無く（この条文の誤解が、山本氏による前述の「枠外田土」の定義の複雑さの一因となつていた）、州県が把握している永業田・口分田以外に公私の荒田を再

開発した場合には刺史・県令の功とし、現に州県が把握している永業田・口分田を荒廢させた場合には刺史・県令の過とするという規定となる。⁸³⁾ そもそも、もともとの『唐令拾遺』のようであれば、「永業・口分之外」にある田を荒廢させた地方官は成績が落とされるという規定がありながら、それより重大な「永業・口分之内」の田を荒廢させた場合の処置を記さないという、極めて不自然な規定になってしまっただろう。

従つてこの条文で問題となるのは、「永業田・口分田」以外に、「公荒田」のみならず「私荒田」があることになろうが、この「私荒田」の中には、一旦開発したがその後荒廢した勲田・賜田などが含まれていると考えれば、敢えて均田制の枠外の田土を考慮しなければならない理由はない。むしろこの条文で注意すべきことは、墾起の対象として（永業田・口分田以外の）「公私荒田」のみが挙げられており、無主の「荒地」や「空閑地」の開発が想定されていないことの方であり、このことは後に取り上げる。

新発見の荒廢条は、これまで主として敦煌戸籍の四至記載の分析を通じて検討されてきた「均田制の枠外の田土」の問題に、今までとは違った角度から取り組むことを可能にした。従来の学説でいう「均田法の枠外」と「已受田の枠外」との間に特殊な地目を設定することを可能にしたからである。その特殊な地目の一つに、山本氏も想定した「借荒」地を入れることができるか、これが本節の課題である。

ここでは問題を単純化して論じるために、官田（公田）を借荒する場合については主たる検討の対象とせず、もっぱら私田の場合を考えてみよう。後に取り上げる「易田」ではなく、連年耕作可能な口分田に荒廢を生じさせた場合、それが三年以上になると、他人にその土地の借用が認められる。もつとも、もともとの口分田主があらためて耕作を申し出た場合には、その人に優先的に用益権（再開発権）が与えられるが、これは必ずしもその当事者にとつて得策ではない。もし他人が借りて再開発してくれば、再開発の手間を省いた上で、開発後三年

経てば本来の口分田主に用益権が戻ってくるのだから、それを待つ方が有利という考え方もありうるからである。さて借荒した場合、戸籍上は已受田として戸主のものとなっている口分田を、借りた人物が耕作する期間が、最大三年ほど生じることになる。ところで借荒する場合、対象となる土地の所在地は、前掲の荒廢条文にわざわざ「雖隔越亦聽」とされていることが示すように、通常は自己の土地の隣接地を借りることが多かったように思われる。實際上、用水その他の便から見て、自己の土地の隣接地が荒廢していれば、そこを借りるのが最も便利であったと言えよう。その借荒地の田積は、前掲の『唐六典』によれば、青苗簿の作成の際に、自己の已受田（ここでは、已受田でかつ自ら耕作中の田ということになる）の田積に加えて登録されると規定されており、この点を重視すれば、借荒地は租田よりもポピュラーな存在であったかと思われる。

かかる借荒地は、申告受理後三年間は、他の妨害を受けることなく耕作することが出来る土地であった。たとえ本来他人の口分田（已受田）であろうが、借荒の期間中に限っては、これを独占的に用益することができるとあり、少なくともその期間中は、これを「自田」と認識したということは想定できる。また仮に官田を借荒していれば、敦煌や吐魯番のように已受田が極端に狭小である地域であれば、耕地として再生させた上で自己の口分田に組み込むことが可能なのだから、ますます「自田」と表記することに不自然さが無くなるであろう。

このように考えた場合、確かに借荒地は、自己の「已受田」の中には入っていないが、これを均田制の枠外の土地とすることはできない。なぜならば、当該借荒地がもとも口分田であれば、これは本来の口分田主の戸籍に已受田と登録されていた筈であるし、また三年という期限が来たら本来の口分田主に占有・用益権が戻るという意味でも、完全に均田制の枠内の土地と言って差し支えあるまい。また、もともと官田（公田）であったならば、それは九年という期限の後に再び官田として官の経営の下に取り戻されるか、狭郷にあっては、借りた人の

口分田に繰り入れられるのであって、これも均田制の枠内の土地というべきものである。以上いずれの場合をとっても、「借荒」の土地は、借荒している時点では確かに当人の已受田の中には含まれないが、しかし十分に均田制の枠内の土地として、もちろん合法的に存在した。

ただ、借荒の土地を戸籍面で「自田」と表記することがありうるかどうか。敦煌・吐魯番の唐代戸籍の四至記載には、「自田」「自至」の他に、個人名や「渠」「道」「路」「坑」「河」「沙」「沢」「舍」「還公」「觀田」（道觀の田）「官田」「荒」などが現れる。戸籍以外にも武周時代の勲田簿（池田録文三三七頁³⁴）、同受田簿（同三三八頁）の四至記載に「自田」が現れる。しかし、荒廢条に抛る限り、借荒の対象地は、元來他人の已受田か官田の筈で、いつまでも借荒という状態にあるわけではない。借荒の対象地を「自田」と表記したとすれば、自田がやや多きに過ぎるように思う。

更に、そもそも借荒の対象地であるということと、そこが戸籍上では官田であったり、他人の已受田であったりすることは、全く次元が異なることでもある。つまり、四至記載に「官田」あるいは他人の已受田である旨等が書かれておりながら、一方で借荒についての記述がないことは、そもそも戸籍は青苗簿とは異なり、現実の利益関係を示すために記されるものではないことを示すと言えよう。仮に自己の已受田の隣接地を借荒していても、その土地については元來の地目である「官田」ないし已受田として給与されている他人の名が記されるべきではなからうか。實際、既に杉山佳男氏が指摘しているように、大谷探検隊將來の吐魯番個人文書（大谷二八四五）では、

- | | | | | | | |
|---|--------|-------|------|---------|------|------|
| 3 | 康多允田弑畝 | 佃人素武海 | 東桓王寺 | 西県公靡左史田 | 南和隆子 | 北渠 |
| 4 | 和隆子田壹畝 | 佃人素武海 | 東桓王寺 | 西県公靡左史田 | 南渠 | 北康多允 |

5 県公麻左史田拾畝 佃人汜義感 東康多允 西康倚山 南渠 北渠

とあって、唐代の公文書では、四至に登録される名は必ず所有者名であり、佃作者名が記されていないのである。³⁵⁾たとえこの帳簿が佃人の把握を目的としたものであるとしても、戸籍における田土記載の目的を永業田・口分田の帰属関係の表示に求めるとすれば、借荒の対象地を「自田」として帰属関係とは別次元の用語で表すことは無かった可能性の方が大きい。

四 易田と部田・自田

前節での検討により、戸籍記載に現れる「自田」が借荒田であった可能性は、かなり小さなものとなってしまった。しかし、借荒ではないが、自己の已受田以外に土地を占有することが許されると解される可能性のある場合が、ほかにも唐の律令制下にはある。それは「易田」である。

易田は、天聖田令に、

唐4 諸給_二口分田_一者、易田則倍給。寛郷三易以上者、仍依_二郷法_一易給。

と規定されている。³⁶⁾これは、毎年は耕作できないような土地を口分田として支給する場合、本来の口分田の面積の数を支給すると規定である。条文によれば、口分田そのものが倍給されるという解釈が成り立ち、即ち本来、正丁一人あたり八〇畝のところ、二易なら一六〇畝の口分田が支給されるかに思われる。

問題の「自田」「自至」が現れる敦煌・吐魯番地域では、一人当たりの本来の規定額が支給されていない一方、吐魯番では高昌国時代以来の地目に「部田」という表記が頻繁に出現することが注目される。「常田」

に対比される「部田」も、やはり連作できないような痩せ地を意味するとされている⁽³⁷⁾。とするならば、高昌国を征服した唐王朝の律令用語を厳密に用いるならば、易田を支給すべき土地がかなり広汎に存在していたということになる。実際、唐代にあつて、西州田簿には永業田と称しながらじつは部田であつたり常田であつたりという例が知られるし、⁽³⁸⁾ 欠田簿には、常田・部田それぞれを支給するべく欠田としてリストに挙げてゐる（池田録文三九一頁以下）。これらの「部田」が「易田」の謂いであることは、「部田參易」という表現からも明らかである（池田録文三九九頁）。その易田は、字義から見て、原理的には休耕地を設けて、ある段を一年耕作したら、その段は翌年（三易なら翌々年も）休耕するといった耕営のあり方であつたと思われる。

ここで問題になるのが、易田を支給された場合の已受田の田積と休耕地の呼称であろう。仮に二易の田とすれば、先述のように応受口分田は二倍に算出されなければならない。ところが現存の敦煌戸籍に拠る限り、応受田積の中に、通常の二倍や三倍の口分田を含み込んだものは無い。吐魯番の戸籍は断片が多く、確認が難しいが、已受田の中に「部田二易」の段を含みながら応受田の計算には易田が配慮されていない開元四年西州柳中県高寧郷戸籍（池田録文二四三頁以下）がある。その一方で、吐魯番地方にかつて部田が広がっていたという事情があるとするれば、易田を支給された戸の已受田は、支給されない戸の已受田と同基準としつつ、已受田の近辺に已受田の口分田の田積にみあう「易田」としての田地（北魏の均田法規でいう「倍田」）を設定されていた可能性が無いだろうか。

ここで「自田」「自至」の表記が戸籍の四至記載にしか現れないという事実について、もう少し斟酌してみなければならぬ。特に、池田温氏によつて蒐集された唐代の租田契において、対象地に「自田」が全く見えないという点は、「自田」を開墾等に由来する永続的な私有田と解しにくくさせている。⁽³⁹⁾ 租田契約の対象となつた土

地は、口分田・葡萄園その他であるが、口分田ですら租田契約されるのに、何故に一見私有性の高そうな「口分田」の租田契がないのだろうか。このことは、「口分田」が租田契約に馴染まない土地であることを暗示している。即ち、「口分田」はその字義からいって、戸籍記載の已受田主に帰属するものではあるが、しかし、そこは他人に貸し与えられるようなものではなかったのである。もちろん先述の「借荒」もこれに該当しないではないが、しかし前述のごとく記載の次元が異なるとすれば、むしろ休耕田のほうが、より相応しいように思われる。

ただし、この想定を成立困難に陥れかねない事例がある。第一には、開元末年の西州高昌郡退田簿（池田録文三九九頁）の四至記載に「南易田」とあり、その直後に別の戸ではあるが「東自至」（同四〇〇頁）とあって、両者は明らかに使い分けられているように見えることである。しかし、この退田簿の記載は、さほど厳密ではない。すぐ直後に「東常田」「西口分」「南口分」とあって、本来なら、少なくとも後者には田主の個人名が書かれるべきところ、それを埋めていないからである。作成者にとっては、名は知らないが他人の易田であることが分かっている場合に「南易田」とし、自分の易田であったなら「自至」とした可能性は残るだろう。このことは、給田簿についても言える。開元二九年西州高昌郡給田簿では、「北易田」と見えるすぐ傍に「北自至」があるが（池田録文四二二頁）、この給田簿には、「東常田」「南百姓」も見え（池田録文四二二・四二五頁）、法的な帰属を突き詰めるようとはしていない作成者の姿勢が垣間見えるからである。

第二の事例として「唐景龍三年十二月至景龍四年正月西州高昌郡处分田畝案卷」（唐長孺主編『吐魯番出土文書』参、文物出版社、一九九六年、五五九・五六六頁）の「三易部田総廿三畝。伯老一丁、每易授六畝。令子・住君二丁、每易各授二畝」という記載がある。内訳をどう組み合わせても総計二三畝にするのは難しいが、総計を二三畝としてはいるものの、いちいち毎易、つまりある年に授けられている分を計一〇畝と数え上げていることに注目すれば、

いわゆる已受田は一〇畝という考え方ができる。しかし、必ずしもすべてが三易ではなかったのであるとすれば、やはり総計の方に大きな意味があるとせざるを得ないだろう。となると易田支給の場合は、二倍、三倍の田土が「已受田」として登録された可能性がでてくる。もつとも先述した現存の西州戸籍の記載とは矛盾が生じてしまうが。

五 墾田の可能性

前節までの検討を通じて、敦煌・吐魯番文書に見える「自田」「自至」について、「借荒」と「易田」という二つの解釈の可能性を挙げてきた。ただ、それぞれの節の末に記したように、「自田」「自至」を「借荒」で解釈することにはかなりの、「易田」で解釈するには、若干の引っかけがあることも否めない。そこで本節ではもう一つの解釈の可能性を提示してみよう。

『令集解』田令荒廢条の「替解之日還公」という字句に附せられた古記に、以下の記述がある。

古記云。替解日還_レ官收授。謂百姓墾者待_三正身亡_一、即收授。唯初墾六年内亡者、三班收授也。公給熟田、尚須_三六年之後_二收授。況加_三私功_一、未_レ得_レ實哉。拳_レ輕明_レ重義。其租者、初耕明年始輸也。開元式第二卷云。其開_三荒地_一、經_三二年收熟_一、然後准_レ例。養老七年格云。其依_三旧溝_一墾者、給_三其一身_一也。新作_三堤防_一墾者、給_三傳_三三世_一也。国司不_レ合。天平十五年五月廿七日格。(下略)

この古記は、国家が庶民の墾開田を班田收授のサイクルに吸収する際のタイミングを述べており、基本的には開墾者が死亡すれば次の班田收授の際に回収するが、墾開後六年以内に開墾者が死亡した場合には、例外的に死

亡後二度目の班田収授の際に回収するという解釈を示し、そういった特別な措置を採るのは、国家が熟田を班給する一般的な班田の場合にすら死亡後の次の班田の際にしか回収しないのだから、ましてや私的労働を加えているにも関わらずそれに見合う十分な収穫を上げていない段階においては、と理由をあげている。ただし租は開墾の翌年から徴収するという。その後に関元式(開元三年式であろう)に「荒地を開墾した場合には、二度の収穫の後例に準ぜよ」とあるのを参考として引いている。ここで参考に供された開元式は、唐では租は課丁にかかり、田土面積には関わらないという点に留意すれば、直前に記されている開墾田の租の徴収開始の年次の問題とは関係が無く、その前に記された国家による開墾田の回収時期に関わる規定と解釈するのが自然であろう。

この推論が認められるならば、均田制下において「荒地」を開墾した場合には、二度の収穫を経た後に永業田なり口分田なりに吸収されたことになる。ただし、これだけでは開墾者の永業・口分に入るかどうかは不明である。二度の収穫を待つ間の開墾田は、もちろんまだ「例に準じ」ていないのだから永業田・口分田ではない。しかし開発中なのだから、加功者が明確に存在する。開発するならば、水利の面から見ても、既に占有している口分田や永業田の隣接地に展開するのが自然である。つまり已受田の四至に現れるのは当然となる。しかし、二度の収穫を経ていない段階であれば、その収穫の不安定さに配慮して、青苗簿への登録対象ではなかった可能性が大きいので、『唐六典』にはこのような状態の田土については言及がない。

以上のように、開発中の「荒地」を「自田」と表記することは、已受田の枠外でありながら、いずれ確実に誰かの已受田に吸収されるという意味では均田法の枠内の田地として、十分にありうると思うが、いかがだろうか。誰かの已受田に組み込まれるのであれば、狭郷である以上、それは加功者の已受田に組み込まれると見るべきであろう。これを吉田孝氏の説明の中に組み込めば、開発田は二度の収穫という実績を上げた後に、開発

者の已受田に吸収されるということになり、その二年間は「自田」と呼ばれていたのではないかということになる。

最後に、こうして開墾される前の土地の呼称について触れておきたい。唐開元二五年田令の荒廢条の適用対象は、「公私田荒廢」の場合であり、字義通りには再開墾を指しているように読める。一方唐考課令の方も、厳密な引用ではない可能性があるものの、「公私荒田」を墾開した場合が褒賞の対象とされており、これも字義通りには再開墾を指しているように読める。その一方で、敦煌や吐魯番の戸籍における四至記載では、「荒」は多数あるものの、「荒田」「荒地」はなく、個人名(他の已受田主)「自田」「官田」「渠」「道」「路」「園」などは当然として、「塚」「坑」「沢」「岸」「河」「沙」「井」「墓」「場」「塞」なども見受けられることは先述した。

ここで注目されるのが、これも天聖令の紹介によつて初めて確認された次の条文である。

唐31 諸田有_二山崗・砂石・水鹵・溝澗_一之類、不_レ在_二給限_一。若人欲_レ佃者聽_レ之。

最近、松田行彦氏は、この条文を一般的な荒地開墾の規定と解釈できるのではないかという説を提唱した⁽⁴⁴⁾。もしそうであれば、荒地を開墾して「自田」とし、やがて已受田に組み込んでいくその過程の最初に本条文が適用されることになるだろう。

しかし、本条がそのような意図に根ざした条文なのか、まだ慎重な検討が必要なように思う。そもそも、本条に挙げられている地目は、いささか特殊すぎないであろうか。敦煌・吐魯番において、已受田が配置されている地域には山や崗は殆ど考えがたいであろうから、これらが四至に現れないのは納得できるとして、四至に現れている「沙」は「砂石」に、「沢」「河」「岸」「井」は「水鹵・溝澗」に該当すると考えて良いだろう。実際、班給された土地の地味が瘠せていて、しかも塩分を含んでいるという理由で、その「帶沙鹵」の地を退田したいという申請書が認められている例も残っている⁽⁴⁵⁾。(前掲「唐景龍三年十二月至景龍四年正月西州高昌縣處分田畝案卷」五五四頁)。

問題は「荒」であり、これこそが已受田の周囲に存在して開発の余地がありそうな地目であるのに、それが唐31条に見えないのは何故だろうか。山や岡でなくとも、草原や低木林、その他未開の荒野こそが開墾には一番適しており、少なくともこれらを除外するのは不自然のように思う。

その一方で、官人永業田に関しては、

唐7 諸五品以上永業田、皆不得於狭郷受、任於寛郷隔越射無主荒地充。(下略)
とあり、また、

唐12 諸請永業者、並於本貫陳牒、勘驗告身、並檢籍知欠。然後録牒管地州、檢勘給訖、具録頃畝
四至、報本貫上籍、仍各申省計会附簿。其有先於寛郷借得無主荒地者、亦聽迴給。

とあるように、「無主荒地」という言葉が使われている。これこそ開発可能な未墾地を指す一般的な用語として相応しく、唐31条のように対象を絞つてあるのは、それが一般的な荒地・未墾地開拓を想定してはいないことを意味するように思う。

ただし、四至記載に「荒廢」とも「荒地」ともなく、ただ「荒」としてのみ記されているのは何故か、更には考課令の条文において、「公私荒田」を「墾起」することは「功」と見なされるのに、無主の空闲地・未開地を耕地とすることについては全く触れていないのはなぜなのか。これらの問題については、今のところ説明が準備できていない。しかし、考課令の「公」の「荒田」と荒廢条の「公田」の「荒廢」とが同一の状態を指すと考え、狭郷においては再開発された「荒廢」「公田」が口分田に吸収されることが荒廢条に規定されていることを考えあわせると、結果的にはあるが、狭郷における「無主」の「荒地」は、「公」の「荒田」に近いものと認識されていたとしても考えざるを得ないのではないかと思う。もちろん、式条では庶民による「荒地」の開墾が規定さ

れていると見られることから、「荒地」と「公荒田」の概念上の違いが厳存し、かつ実際にも開墾後に吸収されるまでの年数に違いがあることも確かなのであるが。

おわりに

本稿では、新しく紹介された天聖田令を用いて、従来より問題となっていた戸籍上の「自田」の位置付けに検討を加え、「借荒」「易田」よりは開墾途上の荒地と見る方が難点が小さく、「自田」はいずれ已受田に吸収されるのではないか、という仮説を述べた。こう考えれば、「自田」が四至記載にのみ類出する一方で租田契に見えない理由が説明しやすく、また確かに已受田の枠外ではあるが、均田法の枠内の存在と認定でき、開発田が均田制に吸収されるまでの一階梯とすることができる。

しかし、「自田」を開墾途上の田とする積極的な証拠が挙げられたわけではなく、山本達郎説と吉田孝説の両方を矛盾なく活かすための方便にすぎないのではないかという批判を受けるだろうことも自覚している。広くご高批を仰ぐ次第である。

〔附記〕本稿は、第五七回国際東方学者会議（二〇二二年五月二五日、東京・日本教育会館）での同名の報告をもとにしている。報告の際にコメンテーターとして批判の労をとられた丸山裕美子氏をはじめ、ご意見を頂戴した参会の諸兄姉に御礼申し上げます。

【参考文献】

- (1) 吉田孝「編戸制・班田制の構造的特質」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年)二〇六・二一六頁。なお、開墾田が已受田に吸収されたことは直接的に論証されているわけではなく、北魏の倍田が、北斉では正田とともに露田(後の口分田に繋がる)に組み込まれたことからの推測であり、「墾田と関係の深い永業田(桑田)」(二〇七頁)という性格付けとの間には、多少の矛盾が含まれている。ただ、西魏の計帳様文書では、戸主↓戸主妻↓他の丁の優先順位で、順次、麻(桑)田↓正田に充当されたとされている(杉山佳男「敦煌の土地制度」二三八頁、池田温編『講座敦煌3 敦煌の社会』大東出版社、一九八〇年)。
- (2) 天聖令に触れた研究のリストとしては、岡野誠・服部一隆・石野智大編『天聖令』研究文献目録(第2版)、『法史学研究会会報』一四、二〇〇九年)があり、特にその田令の部分参照した。また、主として中国での天聖田令をめぐる研究史としての趙晶『天聖令』与唐宋史研究』(『南京大学法律評論』二〇一二年春季卷)、及び同『天聖令』与唐宋法律研究』(『中国古代理学文献研究』第五輯、二〇一二年)のそれぞれ田令の部分も参照した。
- (3) 山本達郎④「敦煌地方における均田制枠外の田土の存在」(『东方学』六五輯、一九八三年)四五頁。山本氏による均田制の枠外の田土の実在に関する論文は、他に、①「敦煌発見の籍帳にみえる『自田』」(『东方学』五三輯、一九七七年)、②「敦煌発見の籍帳にみえる『自田』(続篇)」(『东方学』五六輯、一九七八年)、③「敦煌発見大暦四年手実に見える地段の記載」(『东方学』六〇輯、一九八〇年)、④「敦煌発見の唐代籍帳にみえる已受田の増減」(『东方学』七〇輯、一九八五年)、⑤「敦煌地方における均田制末期の已受田地段間の距離」(『东方学会創立四十周年記念東方学論集』東方学会、一九八七年)、⑥「敦煌発見均田制時代の籍帳に見える已受田記載の検討」(『东方学会創立五十周年記念東方学論集』東方学会、一九九七年)がある。
- (4) 西川正夫「敦煌発見の唐代戸籍残簡に現れた『自田』について」(『史学雑誌』六四編一〇号、一九五五年)。
- (5) 西嶋定生「吐魯番出土文書より見たる均田法の施行状態」(『中国经济史研究』所収、東京大学出版会、一九六六年、初発表一九五九年)六七二頁。
- (6) 西嶋前掲論文六八二頁。
- (7) 山本達郎「敦煌地方における均田制末期の田土の四至記載に関する考察(三)——四至を書き変える手順——」(『东方学』四八輯、一九七四年)。
- (8) 山本前掲①論文。

- (9) 山本氏の論文に対する池田温氏の書評〔法制史研究〕二八、一九七九年）二六五頁。
- (10) 山本前掲②③④論文。
- (11) 山本前掲④論文四四頁。
- (12) 杉山佳男「敦煌の土地制度」(前掲)二四八頁。なお杉山「実施状況からみた均田制」〔駿台史学〕四四、一九七八年)も参照。
- (13) 杉山佳男「敦煌の土地制度」(前掲)二四九頁。
- (14) 『法制史研究』三二(一九八一年)における山本論文に対する書評二七一頁。『中国古代籍帳研究 概観・録文』(東京大学出版会、一九七九年)四五～六頁も参照。
- (15) 池田温「中国古代買田・買園券の一考察」(西嶋定生博士還暦記念『東アジア史における国家と農民』所収、山川出版社、一九八四年)二六一頁でも「登載已受田以外の田の実在」と表現している。
- (16) 天聖令が紹介されるまでの中国・日本における「自田」の研究史については、李錦繡「敦煌吐魯番文書与唐史研究」(福建人民出版社、二〇〇六年)第一章土地制度与均田制第二節「自田・常田・部田与口分・永業」に要領よくまとめられている。なお、日本における均田制の研究史については、若干古いが、氣賀澤保規「均田制研究の展開」(谷川道雄『戦後日本の中国史論争』所収、河合文化教育研究所、一九九三年)参照。
- (17) 池田温「唐代敦煌均田制の一考察——天宝後期敦煌畱田簿をめぐって——」〔東洋学報〕第六六卷一・二・三・四号、一九八五年)二六頁。
- (18) 滋賀秀三「訳注 戸婚」(律令研究会編「訳注日本律令 六」東京堂出版、一九八四年)二四一頁。
- (19) 西川正夫「敦煌発見の唐代戸籍残簡に現れた『自田』について」(前掲)。
- (20) 山本達郎「敦煌発見の籍帳にみえる『自田』(正・統)」(前掲註①②)。
- (21) 小口雅史「国家的土地所有の成立と展開」(渡辺尚志・五味文彦編『新体系日本史3 土地所有史』山川出版社、二〇〇一年)三七頁。
- (22) 代表的なものとして、吉田孝「律令国家の展開過程」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年)、大津透「律令法と固有法的秩序」(『新体系日本史2 法社会史』山川出版社、二〇〇一年)が挙げられる。
- (23) 拙稿「律令国家の法と社会」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座2 律令国家の展開』東京大学出版会、二〇〇四年)。

- (24) 原本では「倍」に近いが、兼田信一郎「戴建國氏発見の天一閣博物館所蔵北宋天聖令田令について」(『上智史学』四四、一九九九年) 一三六頁と池田温「唐令と日本令(三) 唐令復原研究の新段階」(『創価大学人文論集』二、二〇〇〇年) 一二九頁は「備」とし、戴建國「唐《開元二十五年令・田令》研究」(『歴史研究』二〇〇〇—二〇〇一) 三八頁、天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組編「天一閣藏明鈔本天聖令校証」(中華書局、二〇〇六年) 下冊二五八―九頁、渡辺信一郎「北宋天聖令による唐開元二十五年田令の復原並びに訳注」(『京都府立大学学術報告 人文・社会』五八、二〇〇六年) 七七―九頁は「倍」とする。しかし、ともに意味が通らず、不審。下に訳出したように、「借」ならば文意が通じる。このことは前掲拙稿二〇頁で提案しておいた。
- (25) 以下、天聖令文の引用は、基本的に『天一閣藏明鈔本天聖令校証』下冊(前掲)の清本による。
- (26) 楊際平「《唐令・田令》の完整復原与今后均田制的研究」(『中国史研究』二〇〇二—二〇〇三) 六三―四頁。
- (27) 楊際平「北朝隋唐均田制新探」第三章第一節「唐代均田制、下私田的存在」(岳麓書社、二〇〇三年) 一九一頁。
- (28) 仁井田陞「中国・日本古代の土地私有制」(増訂 中国法制史研究 土地法・取引法) 所収、東京大学出版会、一九八一年。初發表一九二九年) 七〇―一頁。
- (29) 何東「《天聖令・田令》所附唐田令荒廢条、私田の再探討——与楊際平先生商榷——」(『中国社会経済史研究』二〇〇六—二〇〇七)。
- (30) 山本達郎前掲④論文四七―九頁。
- (31) 西川正夫前掲論文五五―六頁。
- (32) 評点本『通典』(中華書局、一九八八年) 三七九頁に劉俊文氏の校勘記があり、北宋本以下の『通典』刊本に従い、「内」とすべきことが記されている。これに従い、仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』(東京大学出版会、一九九七年) 第二部五九四頁において訂正した。
- (33) 何東前掲論文。
- (34) 以下、池田温「中国古代籍帳研究」(前掲) 所載の籍帳・文書については、その掲載頁で指示することがある。
- (35) 杉山佳男「敦煌の土地制度」(前掲) 二四八頁。
- (36) 『唐令拾遺』 田令三丙(開二五)と同文。
- (37) 西村元佑「中国経済史研究 均田制度編」(東洋史研究会、一九六八年) 三九五頁、池田温「中国古代の租田契(上)」(『東洋

文化研究所紀要』六〇、一九七三年) 六四～五頁等参照。

(38) 池田録文三八三頁。なお、西村元佑『中国経済史研究 均田制度編』(前掲) 四〇三頁以下も参照。

(39) 池田温「中国古代の租田契(中)」(『東洋文化研究所紀要』六五、一九七五年) 五〇～六四頁。

(40) かつて盧向前氏も、已受田の「部田」の四至に「易田」とあることの説明を試みる中で、「易田」とは他人の部田ではないかという仮説を述べ、ただし「自至」「自田」については、さらなる検討を要するとしていた(「部田及其授受額之我見」一二五頁、『敦煌吐魯番研究』第一卷(一九九五)、一九九六年)。

(41) 池田温「唐代西州給田制之特徴」(中国敦煌吐魯番学会編『敦煌吐魯番学研究論文集』漢語大詞典出版社、一九九〇年) 六三頁での理解。

(42) 虎尾俊哉「律令時代の墾田法に関する二、三の問題」(『日本古代土地法史論』所収、吉川弘文館、一九八一年。初発表一九五六年)。

(43) 他に「唐西州高昌県授田簿」(前掲『吐魯番出土文書』参、一二八～一四三頁)にも四至に「荒」は多数あるが、「荒地」「荒田」は無い。ただし、本文書には「自至」「自田」も無い。本文書に関しては、池田温「初唐西州高昌県授田簿考」(黄約瑟・劉健明合編『隋唐史論集』香港大学亜州研究中心、一九九三年)参照。

(44) 松田行彦「唐開元二十五年田令の復原と条文構成」(『歴史学研究』八七七号、二〇一一年)。

(45) 竹浪隆良「唐西州高昌県処分田畝案卷」について(『駁台史学』七八、一九九〇年) 一三一頁参照。